

令和8年度

委託仕様書

委託名		境界杭等復元測量業務委託（水施8－1）														
委託場所		草加市　谷塚上町、谷塚仲町　地内														
路河川名称																
事業名																
委託大要																
		<table><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>4級基準点測量</td><td>点</td><td>3.0</td></tr><tr><td>境界点再現測量</td><td>点</td><td>2.0</td></tr></tbody></table>							単位	数量	4級基準点測量	点	3.0	境界点再現測量	点	2.0
	単位	数量														
4級基準点測量	点	3.0														
境界点再現測量	点	2.0														

変更理由										
備考										
地 区	県南(越谷県土整備)			労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00			
単価適用年月	令和08年09月01日付 公共									
工 期	当初	自				至				
		日数	90							
	変更					至				
経費適用年月	公共委託 令和07年度									
工種	測量業務									
施工地域										
設 計	当 初 金 額					変 更 金 額				
	委 託 価 格									
	消費税相当額									
	合 計									
	設計増減額									
請 負	委 託 価 格									
	消費税相当額									
	合 計									
	請負増減額									
週休2日区分										

業務委託料内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
境界杭等復元測量業務	1	式			
直接測量費	1	式			
直接測量費(積上)	1	式			
境界杭等復元測量業務	1	式			
境界杭等復元測量業務	1	式			
作業計画(路線測量)	1	業務			代 1 号
現地踏査(路線測量)					代 2 号
市街地乙・平地 0～1000台未満/12時間	0.1	km			
4級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし 市街地乙・平地	3	点			代 3 号
境界点再現測量					代 4 号
市街地乙	2	点			
直接経費	1	式			
旅費交通費(率計上分)	1	式			
安全費(率計上分)	1	式			
直接測量費計	1	式			
測量諸経費	1	式			

業務委託料内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
業務価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

境界杭等復元測量業務委託（水施 8-1）

[illegible]

境界杭等復元測量業務委託（水施 8－1）

第 2 号 代価表 現地踏査(路線測量) (市街地乙・平地 , 0～1000台未満/12時間) 1 km 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
測量技師 外業		人			
測量技師補 外業		人			
機械経費 労務補正前単価集計		%			
材料費 労務補正前単価集計		%			
小 計					
1 + 変化率					
計					
単位当たり					
[条件] [a] = 0.1km 地域・地形ごとの作業距離(km) 市街地乙 , 平地		0.1km			
[b] = 0.1km 交通量ごとの作業距離(km) 0～1,000台未満/12時間,		0.1km			

境界杭等復元測量業務委託（水施 8－1）

第 3 号 代価表 4 級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし (市街地乙・平地 ,) 35 点 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
測量技師 外業		人			
測量技師補 外業		人			
測量助手 外業		人			
測量主任技師 内業		人			
測量技師 内業		人			
測量技師補 内業		人			
測量助手 内業		人			
機械経費 労務補正前単価集計		%			
通信運搬費等 労務補正前単価集計		%			
材料費 労務補正前単価集計		%			
精度管理費 労務補正前単価集計 技術管理費		%			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 2 伐採の有無 伐採なし [a] = 3点 地域・地形ごとの作業点数(点)					

第 3 号 代価表		4 級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし			
(続 き)		(市街地乙・平地 ,)			
		35 点 当り			
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
市街地乙 , 平地		3点			

境界杭等復元測量業務委託（水施 8－1）

第 4 号 代価表					
境界点再現測量 (市街地乙 ,)					
10 点 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
測量技師 外業		人			
測量技師補 外業		人			
測量助手 外業		人			
測量補助員 外業		人			
測量技師 内業		人			
測量技師補 内業		人			
測量助手 内業		人			
機械経費 労務補正前単価集計		%			
材料費 労務補正前単価集計		%			
精度管理費 労務補正前単価集計 技術管理費		%			
小 計					
1 + 変化率					
計					
単位当たり					

境界杭等復元測量業務委託（水施 8-1）

[illegible]

仕 様 書

- 1 委 託 名 境界杭等復元測量業務委託(水施 8-1)
- 2 履行期間 契約締結日から 90 日間
- 3 履行場所 草加市 谷塚上町、谷塚仲町 地内
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 業務内容
以下の境界杭等復元に係る業務を行うこと
 - (1) 4 級基準点測量 3 点
 - (2) 境界点再現測量 (コンクリート杭以外の境界標埋設を含む) 2 点
- 6 その他
 - (1) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例 (平成 19 年条例第 16 号) 第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱 (平成 8 年告示第 155 号) 第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (5) この仕様書に記載のない事項については、担当 (上下水道部水道施設課維持管理係) と協議すること。
- 7 連絡先 草加市上下水道部水道施設課 維持管理係
電 話 048-925-3227 (直通)

特 記 仕 様 書

1 適用範囲

本業務委託は、埼玉県測量作業共通仕様書を優先して適用するものとする。

2 業務の内容

(1) 4級基準点測量

国土交通省公共測量作業規程に準ずるものとする。

(2) 境界点再現測量

確定済み官民境界上の亡失境界標の復元、事前確認測量及びこれに付随する業務とし、電子データを使用して実施するものとする。なお、境界点再現測量には、コンクリート以外の境界(下記の(3)の業務内容)も含むものとする。

(3) 境界標埋設

受注者は、土地所有者に境界標埋設の承諾を得たうえで、埋設するものとする。なお、境界標の埋設が不可能な場所については、発注者と協議を行うものとする。

受注者は、埋設する官民境界標の支給に当たっては、草加市建設部建設管理課(以下、「建設管理課」という。)が指定する様式の境界杭使用調書を、発注者の承認を受けたのち、建設管理課に提出し支給を受けるものとする。官民境界標以外の境界標等を使用する必要がある場合の境界標等については、受注者の負担とする。また、受注者は、官民境界標の使用残が発生した場合は、建設管理課に返却するものとする。なお、官民境界標を破損又は紛失したときは、同等品以上を購入し、建設管理課に返却するものとする。

(4) 測量成果の記録

東日本大震災の影響により、多くの基準点の座標値が地震前と比べて変動していることから、別紙を参考のうえ、測量成果の記録を行うものとする。

3 提出書類

提出書類については、次のとおりとする。

- (1) 着手届、現場責任者届(経歴書を添付。)、主任技術者届(経歴書を添付。)、技術者名簿(経歴書を添付。)、業務工程表を契約締結後直ちに

提出するものとする。

- (2) 業務完了報告書、業務委託完了検査願、納品書、成果品引渡書を業務完了後、成果品とともに提出するものとする。

4 主任技術者、現場責任者

- (1) 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。
- (2) 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- (3) 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。
- (4) 現場責任者及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- (5) 受注者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を担当技術者として配置することができるものとする。

5 成果品

成果品は国土交通省公共測量作業規程に準ずるほか、次のとおりとする。

- (1) 観測手簿・座標計算書、官民境界復元図、境界点の記（写真）、境界復元調書（必要な場合のみ）、その他監督員が必要と認めるもの。

地積測量図及び現地調査書の作成における記録方法

		地積測量図の平面直角座標系の番号又は記号の表示	地積測量図への付記（基本三角点等の点名の横に記録）	現地調査書「備考」欄への記載
平成２３年 １０月３１ 日より後の 測量成果	基本三角点等が再測量又はパラメータ変換された測量成果	世界測地系 （測地成果２０１１）IX系	「管理者のパラメータ変換による」 「管理者の再測量による」	既設の基本三角点等が管理者により再測量又はパラメータ変換されている旨を記録
	基本三角点等が再測量又はパラメータ変換されていない測量成果	任意座標・恒久的地物 （測地成果２０００）IX系	「再測量又はパラメータ変換されていない」	既設の基本三角点等が管理者による再測量又はパラメータ変換がされていない旨を記録
	基本三角点等を受注者（又は、作成者）自らパラメータ変換を行った測量成果	世界測地系 （測地成果２０１１）IX系	「受注者（又は、作成者）のパラメータ変換による」	既設の基本三角点等を受注者（又は、作成者）自らパラメータ変換を行った旨を記録
	近傍に基本三角点等が存しない測量成果	任意座標	「不要」	近傍に基本三角点等が存しないので、近傍の恒久的地物に基づく測量の旨を記録

平成23年 3月11日 から10月 31日まで の測量成果	基本三角点等 が再測量又は パラメータ変 換された後に 改算又はパラ メータ変換し た測量成果	世界測地系 (測地成果2011) IX 系	「受注者(又は、 作成者)の改算 による」 「受注者(又は、 作成者)のパラ メータ変換によ る」 「受注者(又は、 作成者)の改算、 パラメータ変換 による」	既設の基本三角点 等が管理者により 再測量又はパラメ ータ変換されない ため、公表された 基準点の再測量の 成果を基に自ら測 量データを改算又 はパラメータ変換 し、筆界点座標値 を修正した旨を記 録
	基本三角点等 が再測量又は パラメータ変 換されておら ず、受注者(又 は、作成者) が改算等も行 っていない測 量成果	任意座標・恒久的地物 (測地成果2000) IX 系	「再測量又はパ ラメータ変換さ れていない」	既設の基本三角点 等が管理者による 再測量又はパラメ ータ変換がされて おらず、又、自ら も改算又はパラメ ータ変換を行って いない旨を記録
	近傍に基本三 角点等が存し ない測量成果	任意座標	「不要」	近傍に基本三角点 等が存しないの で、近傍の恒久的 地物に基づく測量 の旨を記録

平成２３年 ３月１１日 より前の測 量成果	基本三角点等 に基づいた測 量成果	任意座標・恒久的地物 (測地成果２０００)Ⅸ 系	「震災前の基本 三角点等の成果 に基づき測量」	点検を行った結 果、震災後も筆界 の相対的位置関係 に移動は生じてい ない旨を記録 ※公差の範囲外 は、再測量を行う
	近傍に基本三 角点等が存し ない測量成果	任意座標	「不要」	点検を行った結 果、震災後も筆界 の相対的位置関係 に移動は生じてい ない旨を記録 ※公差の範囲外 は、再測量を行う
平成２３年 ３月１１日 より前の電 子基準点に 基づく測量 成果	電子基準点に 基づいた測量 成果	任意座標・恒久的地物 (測地成果２０００)Ⅸ 系	「震災前の電子 基準点に基づき 測量」	点検を行った結 果、震災後も筆界 の相対的位置関係 に移動は生じてい ない旨を記録 ※公差の範囲外 は、再測量を行う
平成２３年 ５月３１日 より後の電 子基準点に 基づく測量 成果	電子基準点に 基づいた測量 成果	世界測地系 (測地成果２０１１)Ⅸ 系	「電子基準点」	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務进行处理に当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。